

平成 23 年 2 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**口蹄疫の清浄ステータス回復及び韓国釜山広域市での発生
に伴う畜産関係者等への指導の再徹底**

今般、平成 23 年 2 月 5 日付け 22 消安第 8662 号及び 2 月 7 日付け 22 消安第 8678 号をもって農林水産省から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①宮崎県での口蹄疫について、防疫措置完了後、昨年 10 月に申請した、口蹄疫清浄ステータスの回復が国際獣疫事務局 (OIE) 科学委員会で認定されたため、我が国から牛肉等の輸入停止国へ再開に向けた協議を推進していくが、韓国等アジア周辺諸国の発生状況に鑑み、ステータス継続のため、一層の防疫体制強化について、また、②韓国では、これまでに 310 万頭の家畜を殺処分し、全土でワクチン接種を実施する状況にある中、今般、日本行きフェリー等の運行がある同国釜山広域市での発生情報を得たことから、2 月を口蹄疫対策強化月間とし、動物検疫所における水際検疫の徹底と牛豚飼養農場を対象とした防疫一斉点検を実施しているが、改めて同国の発生状況等について、広く畜産関係等 (畜産農家と接する耕種農家等を含む。)、関係機関・団体等への情報提供及び指導の徹底等について、それぞれ各都道府県知事及び各都道府県畜産主務部長へ依頼したので、家畜防疫の重要性を十分理解の上、それぞれ本会会員等に対する周知及び適切な対応への指導が求められたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第8662号
平成23年2月5日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



口蹄疫清浄ステータスの回復について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8662号

平成23年2月5日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

口蹄疫清浄ステータスの回復について

1. 昨年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、防疫措置完了後、昨年10月に国際獣疫事務局（OIE）に対し、口蹄疫清浄ステータスの回復のための申請を行っていたところですが、今般、国際獣疫事務局（OIE）科学委員会において、我が国の口蹄疫清浄ステータスの回復が認定されました。

これを受けて、農林水産省としては、我が国から牛肉等の輸入を停止している国に対して、輸入再開に向けた協議を推進していきます。

2. しかしながら、韓国等アジア周辺諸国では、依然として本病が発生しており、我が国へ本病が侵入するリスクは高いと言わざるを得ません。このため、2月を口蹄疫対策強化月間として全国的に防疫対策の強化に努めているところですが、今回の口蹄疫清浄ステータスを機に、このステータスが継続されるよう、より一層、防疫体制を強化していく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。



22消安第8678号
平成23年2月7日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国釜山広域市における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の再徹底に
ついて

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8678号

平成23年2月7日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国釜山広域市における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について

先般、「口蹄疫清浄ステータスの回復について（平成23年2月5日付け22消安第8662号、消費・安全局長通知）」をもって、我が国の口蹄疫清浄ステータスの回復が認定されたことをお知らせしたところです。しかしながら、韓国等アジア周辺諸国では、依然として本病が発生しており、特に韓国については、これまでに殺処分家畜対象頭数は310万頭を超え、韓国全土でワクチン接種を実施する状況となっており、引き続き、我が国における口蹄疫に対する警戒を強化する必要があります。

本日、日本行きフェリー等の運行がある韓国釜山広域市において、口蹄疫の発生が確認された旨の情報を得ました。農林水産省においては、2月を口蹄疫対策強化月間とし、動物検疫所において水際検疫を徹底するとともに、牛豚飼養農場を対象とした防疫一斉点検を実施しているところですが、改めて韓国における最新の発生状況等を別添のとおり取りまとめましたので、広く畜産関係者等（畜産農家と接する耕種農家等を含む）、関係機関・団体等への情報提供及び指導をお願いするとともに、改めて指導の徹底をよろしくお願いします。

韓国の発生情報等については、当省ホームページにて随時更新しておりますので適宜御活用ください。

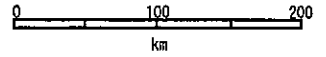
URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/korea.html

なお、貴部局におかれましては、我が国への本病の侵入防止のために、動物検疫所より協力依頼があった際には、空海港管理部局と連携し、水際検疫の強化について、円滑に進められるよう、引き続きご協力いただきたく、よろしく申し上げます。

2011年2月7日12時現在

韓国における口蹄疫の発生状況

(2010年11月29日～、O型)



京畿道

12月15日から1月22日までに、牛11件、豚12件、山羊1件での発生を確認

江原道

12月22日から1月22日までに、牛27件、豚6件での発生を確認

仁川広域市

12月24日から1月7日までに、牛1件、豚2件での発生を確認

慶尚北道

11月29日から2月5日までに、牛44件、豚13件、牛・豚1件での発生を確認

ソウル特別市

大邱広域市

1月18日、豚1件での発生を確認

忠清北道

12月28日から1月16日までに、牛6件、豚3件での発生を確認

蔚山広域市

釜山広域市

2月7日、豚・山羊1件での発生を確認

忠清南道

1月2日から2月6日までに、牛7件、豚9件での発生を確認

慶尚南道

1月24日及び30日、豚2件、豚・山羊1件での発生を確認

非発生地域でも

ワクチン接種を実施

済州島

【2011年2月7日時点の報道等による情報】

・5,664農家の家畜約316万頭(牛:約15万頭、豚:約301万頭)を殺処分予定。

・ワクチン接種は、全国(済州島を含む)のすべての牛及び豚(肥育豚を含む)を対象に実施。

・発生件数は計148件。この他、予防的殺処分時に採取した検体で口蹄疫陽性と判定されたものや、ワクチン接種後、口蹄疫陽性と判定されたものがあるが、詳細は確認中。

※日付は確定診断された日

※出典:韓国農林水産食品部公表資料をもとに作成

韓国における口蹄疫発生の概要（平成23年2月7日12時現在）

注) 国際機関や在外公館等政府関係者から入手された情報のほか、一部、報道等による情報を含みます。
追加情報は下線部で示します。頭数等は、国際機関への報告等の際に修正される場合があります。

道・広域市	発生状況		ワクチン接種
	発生市郡	発生件数（計148件）	
京畿道	漣川郡、抱川市、楊州市、加平郡、坡州市、高陽市、金浦市、驪州郡、楊平郡、南楊州市、東豆川市、光明市、龍仁市、安城市、議政府市、華城市、平沢市、利川市	12月15日から1月22日までに牛11件、豚12件、山羊1件	・12月22日に接種を決定し25日から接種開始。 （ワクチン接種・非感染牛は、出荷・流通可能） ・1月13日、全国（済州島を含む）のすべての牛及び豚（肥育豚を含む）を対象とした接種を決定。（2009年の飼養頭数 牛：308万頭、豚：958万頭） 【接種状況（2月7日現在）】 （1回目） 牛：100% 豚：100% （2回目） 牛：26.1% 豚：3.6%
仁川広域市	江華郡、西区、桂陽区	12月24日から1月7日までに牛1件、豚2件	
江原道	華川郡、春川市、横城郡、原州市、平昌郡、鉄原郡、洪川郡、楊口郡、江陵市、襄陽郡、三陟市、寧越郡、高城郡	12月22日から1月22日までに牛27件、豚6件	
忠清北道	忠州市、槐山郡、鎮川郡、陰城郡、曾坪郡、清原郡、堤川市	12月28日から1月16日までに牛6件、豚3件	
忠清南道	天安市、保寧市、唐津郡、禮山郡、牙山市、公州市、燕岐郡、洪城郡、論山市	1月2日から2月6日までに牛7件、豚9件（1件追加）	
慶尚北道	栄州市、英陽郡、安東市、醴泉郡、永川市、青松郡、慶州市、浦項市、奉化郡、尚州市、盈徳郡、義城郡、聞慶市、蔚珍郡、慶山市	11月29日から2月5日までに牛44件、豚13件（1件追加）、牛・豚1件	
慶尚南道	金海市、梁山市	1月24日及び30日、豚2件、豚・山羊1件	
大邱広域市	北区	1月18日、豚1件	
釜山広域市	沙下区	2月7日、豚・山羊	
その他	※これまでのところ、発生は確認されていない。		

※上表は韓国政府農林水産食品部公表資料より作成。報道等によれば、このほかにも、予防的な殺処分時に採取した検体で口蹄疫陽性と判定されたものや、ワクチン接種後、口蹄疫陽性と判定されたものがあるが、詳細は確認中。

【韓国における防疫措置】

- ・殺処分：2月7日現在で、5,664農家の家畜約316万頭が対象（牛約15万頭（国内の5%）、豚約301万頭（国内の31%））
- －発生農場及び疫学関連農場の殺処分、周辺農場の予防的殺処分

※ワクチンの1次接種完了に伴い、殺処分対象を限定。

- －牛、種豚、母豚、候補母豚農場での発生：
 - ①感染個体、②接種後1か月が経過していない牛・豚から生まれた子畜のうちワクチン未接種のもの。
- －肥育豚農場での発生：
 - ①接種後14日経過していた場合、感染個体と同じ豚房の豚のみ。②未経過の場合、感染豚と同じ豚舎又は豚房の豚（密閉された場合に限る）。

【我が国の対応】

- ・11月29日、全都道府県に対し、畜産農家への指導を徹底するよう要請するとともに、動物検疫所に対し、韓国等からの入国者の靴底消毒、車両消毒の更なる徹底など水際対策の徹底を指示
- ・さらに、12月下旬から、以下のような動物検疫を強化
 - －地方空港を含め出国エリアや航空機内等における旅客への注意喚起のためのアナウンスの実施
 - －検疫探知犬を活用した抜き打ち検査（成田空港、関西空港）をアジア便を対象に強化
 - －航空機内で発生した厨芥残渣について、その処理施設に対する全国的な立ち入り検査を行い、処理状況の再チェックの実施